

根室市ゼロカーボン計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 根室市地域温暖化対策推進実行計画（区域施策編）策定のため、将来像について市民・事業者・行政が共通の意識を持ち、協働して再エネ導入に取り組む目標を立てるため、農林水産業・経済・産業・観光などの関係者による根室市ゼロカーボン計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 策定委員会は、次の事項に関して意見・提言を述べるものとする。

- (1) 根室市の地球温暖化対策の基本方向に関すること。
- (2) 根室市地域温暖化対策推進実行計画（区域施策編）に関すること。

(組織等)

第3条 策定委員会は、市長が委嘱する委員18名以内をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 4 策定委員会は、委員長が召集する。
- 5 委員長は、策定委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第4条 策定委員会の庶務は、市民生活部生活環境課において行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第3条第4項の規定にかかわらず、この訓令の施行日以後及び委員の任期満了後、最初に開催する委員会は、市長が招集する。